

第 3 回審議会審議事項の補足説明について
 郡山市上下水道ビジョン第二次実施計画（下水道事業）におけるマイナス収支について

1 資産減耗費の財源

施設の解体（資産減耗）に当たっては、用途廃止施設の処分等に活用できる「公営企業施設等整理債」を活用し、年次計画に基づき解体を進めている。

2 予算経理

資産減耗費は収益的支出に区分されるため、収益的支出の財源とする地方債は収益的収入予算に計上するが、当該収入は営業活動に伴う収益とは言い難いため、予算（決算）書（3条）の本文に次のようになお書きする必要がある。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費〇〇千円の財源にあてるため、企業債〇〇〇千円を借り入れる。

よって、この際に起こした企業債については、損益計算書上の要素とすることは不適当され、**収益として計上されないためにその分がマイナスとなるが、現金上の不足は生じない。**

なお、当該企業債は、貸借対照表上の流動資産の現金、固定負債及び流動負債の各企業債に計上され、その償還金については資本的支出（4条）に、支払い利息については3条に計上される。

3 財政計画における財源繰越額のマイナス表記について

令和2年度予算においては、経理外収入である「公営企業施設等整理債」を活用し下水道管理センター資産の解体を進めるが、当該企業債は収益的収入として経理されないため当期純利益がマイナスとなり翌年度への財源繰越額に欠損が生じることから、以降、令和2年度に生じた欠損金の影響により、令和7年度までは純利益は欠損金に充てなければならないため、財源繰越額はマイナス表記となる。

※財源繰越額とは、毎事業年度に利益が生じた場合に翌年度に繰り越される財源であり、**前事業年度から繰り越した欠損金がある場合は、当該利益をもって欠損金をうめなければならない**とされている。

（地方公営企業法第 32 条第 1 項）

なお、決算書においては、欠損金についてなお書きするとともに、「欠損金処理計算書」を記載することとされている。

○第 2 次財政計画（抜粋）

（単位：千円）

	区分	第 1 次財政計画	第 2 次財政計画			
		R2（予算）	R3	R4	R5	R6
収益的収支	収益合計 A	8,654,677	8,499,609	8,467,641	8,125,056	8,022,733
	費用合計 B	8,757,921	8,493,493	8,455,583	8,050,409	8,014,802
	当期純利益 (A-B) C	△103,244	6,116	12,058	74,647	7,931
資本的収支	収入合計 D	10,679,081	9,699,554	9,282,588	6,303,485	5,037,508
	支出合計 E	16,359,235	13,211,829	12,786,254	9,741,863	8,414,042
	収支差額 (D-E) F	△5,680,154	△3,512,275	△3,503,666	△3,438,378	△3,376,534
補てん財源	消費税資本的収支調整額	36,081	373,193	335,301	209,010	161,291
	損益勘定留保資金	3,162,774	3,139,082	3,168,365	3,229,368	3,215,243
	繰越工事資金	2,382,538	0	0	0	0
	利益剰余金処分額等 G	98,761	0	0	0	0
	補てん財源計	5,680,154	3,512,275	△3,503,666	3,438,378	3,376,534
過不足額（単年度）(C-G) H		△202,005	6,116	12,058	74,647	7,931
財源繰越額（欠損金） （前年度の財源繰越額+H） I		△103,244	△97,128	△85,070	△10,423	△2,492